

序章

都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、地域づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の市街地像を示すとともに、整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定める都市計画に関する方針です。

■都市計画とは

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。

具体的には、土地の利用方法や、建築物の建て方のルールや、道路・公園の位置、開発の方針などを秩序ある地域づくりのため総合的に定めるものです。

<参考>都市計画法:第 18 条の2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 三好市都市計画マスタープラン策定の趣旨

三好市は、平成 18 年 3 月 1 日に旧三野町・池田町・山城町・井川町・東祖谷山村・西祖谷山村が合併して誕生した新しい市であり、6 町村のさらなる一体性の強化と、それぞれの地域独自の振興策を活かした持続可能な地域社会の構築を図ることが重要なテーマとなっています。

その中で、平成 20 年 3 月に三好市のまちづくりの方向と施策の展開方向を明らかにした住民と行政のまちづくりの指針となる“自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市”を基本理念とした「三好市総合計画」を策定し、諸施策に取り組んできました。

しかし、市政を取り巻く状況は刻々と変化し、人口減少・少子高齢化の加速や自然災害の激化などに加え、自己責任が問われる本格的な地域主権が進展しています。

今後、さらに厳しい財政状況が懸念される中、持続可能な地域社会を構築していくためには、各地域の特性や個性を活かした創意工夫を含め、長期的視点からの地域づくりの方向性や効果的で実現性の高い施策展開が求められています。

三好市都市計画マスタープラン(以下「本計画」という。)は、「三好市総合計画」における都市施設・地域基盤施設に関する基本計画をより具体化するとともに、持続可能な魅力ある地域づくりに向けて、三好市の「目指すべき将来像とその実現に向けた取り組みの方向性」を都市計画の分野から、総合的にまとめるものです。

3. 役割と位置づけ

(1) 役割

本計画は、三好市の地域づくりに対して次の役割を担います。

① 地域づくりの方向性(将来像)の共有

市全体と地域別の地域づくりの方向性(将来像)を示し、それらを市民・行政・事業者等が共有する媒体となります。

② 将来像の実現に向けた指針

将来像の実現に向けて、都市整備に関する方針、地域別のまちづくりの方針、実現方策、協働による地域づくり活動の方向性等を示し、都市計画の決定や変更、市民・事業者・行政等の地域づくり活動の指針となります。

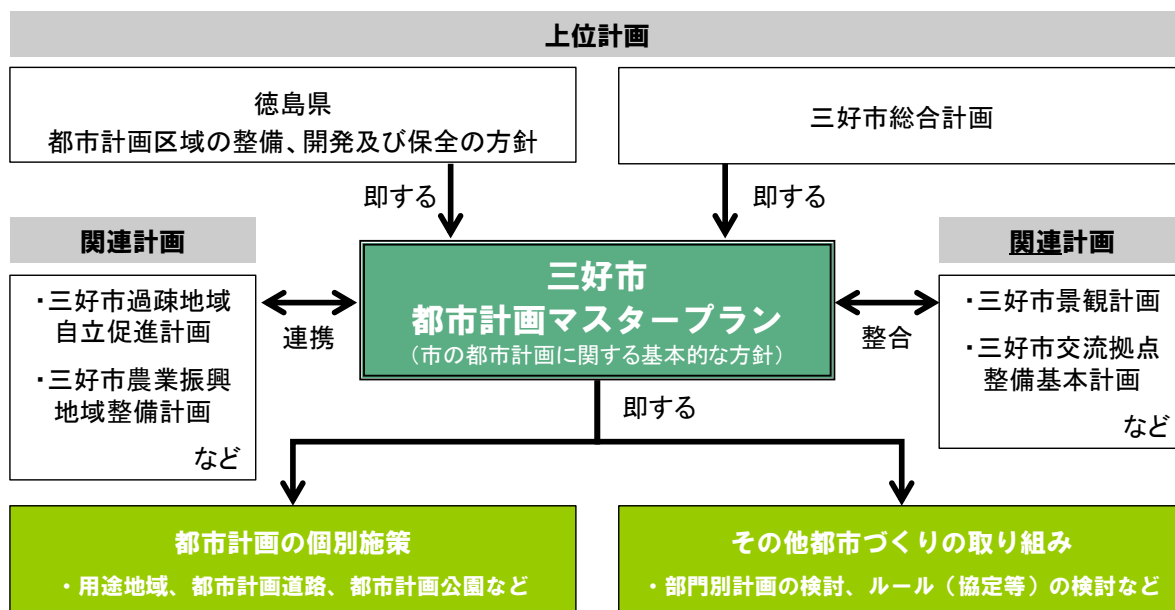
③ 上位計画の具体化、都市計画の総合性・一体性の確保

上位計画に掲げられている都市整備に関する内容について、より具体化を図ります。また、土地利用や都市施設、市街地開発、景観等の個別の都市計画について、相互関係の調整を図り、市全体として、総合的かつ一体的な地域づくりを推進します。

(2) 位置づけ

本計画は、三好市が定める「三好市総合計画」と、徳島県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の上位計画に即するとともに、地域づくりの部門別計画との整合を図りながら、「三好市の都市計画に関する基本的な方針」として定めます。

今後、三好市が定める土地利用、都市施設・地域基盤施設の各種個別施策は、この方針に即して実施していくことになります。



4. 対象範囲と目標年次

(1) 対象範囲

都市計画法のもとで、都市計画を定め得る範囲は、原則として三好市の都市計画区域内となりますが、都市計画制度によらない他分野でのまちづくり計画と整合し、連携した地域づくりを進めていくことが重要であることから、三好市の行政区域を対象とします。



計画対象区域(市域全域)

(2) 目標年次

目標年次は、中長期的な視点で地域づくりを行うことが重要であることから、概ね 20 年先を展望し、10 年先の平成 35 年(2023 年)とします。また、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 構成

本計画の構成は、まず計画の目的と位置づけを示し、三好市の現状と課題を整理したうえで、地域づくりの指針となる全市的視点の「全体構想」と地域別視点の「地域別構想」を明示します。そしてそれらの地域づくりの方向性を踏まえ、本計画の実現に向けた方策を示す構成とします。

「全体構想」では、将来都市像と基本理念、基本目標、基本方針を定め、その実現に向けた都市整備の方針を総合的に示します。また、「地域別構想」では、各地域の実情や特性に応じて、きめ細かなまちづくりの方針を示します。

